

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ナイジェリア国アブジャ連邦首都区スタートアップ・ハブ施設整備計画準備調査 (QCBS)

調達管理番号：23a00413

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者とする契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年9月6日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年9月6日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国アブジャ連邦首都区スタートアップ・ハブ施設整備
計画準備調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年11月～2024年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Isato.Maiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部部民間セクター開発グループ第二チーム

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 9月12日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 9月20日 12時
3	質問への回答 9月12日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 9月15日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2023年 9月25日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年9月29日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 10月18日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛

CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）～4）の経費と5）～6）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが</u> 、他項目の提案内容・評価によっては、 <u>全体業務は可能と判断されるレベルにある</u> 。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても</u> 、 <u>本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある</u> 。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝100点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ナイジェリア国アブジャ連邦首都区スタートアップ・ハブ施設整備計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

ナイジェリア連邦共和国（以下、「当国」という。）の産業構造は原油依存が著しく、2020年からの新型コロナウイルスの影響による原油価格下落時には外的ショックに脆弱な経済構造が露呈した。今後増え続ける労働人口を吸収し、原油価格の相場変動による影響を受けにくい強固な経済を確立するには、産業の多角化が喫緊の課題であり、当国政府の国家開発計画（2021-2025）においても、戦略目標の一つに産業多角化の促進が打ち出されている。

近年、産業多角化をリードする存在として、スタートアップ（以下、「SU」という）への注目が高まっている。当国には巨大な市場と山積する社会課題にビジネスチャンスを見出す起業家やSUが多数存在する。2022年のSU資金調達額は約12億米ドルであり、4年連続アフリカ最大額となるなど目覚ましい成長を遂げている（Partech,2023）。更なるSU振興による産業多角化を推進すべく、JICAは途上国におけるイノベーション創出に向けたSUエコシステム構築支援（Project NINJA）の一環として、首都・アブジャ連邦首都区にある連邦通信デジタル経済省傘下の国家通信技術開発機関（National Information Technology Development Agency。以下、「NITDA」という。）の下部組織で起業家・SU支援を行うナイジェリアデジタルイノベーション推進室（Office for Nigerian Digital Innovation。以下「ONDI」という。）に個別専門家を派遣し、SU支援プログラムの提供・実施に係る運営能力強化等に取り組んでいる。

他方、当国のSU市場は拡大傾向であるが、当国発の革新的な新技術・産業の創出とその社会実装を進めるためには、資金・技術・人的リソースを持つ産官学の様々な関係者が有機的に連携し、SUの創業・成長支援を行う環境であるSUエコシステムの構築・強化が必要である。当国政府においても更なるSU振興のため、2022年に「ナイジェリアスタートアップ法（Nigeria Startup Act。以下、「NSA」という。）」を策定し、同法の実施機関としてNITDAを任命した。今後はNSAに基づく活動の一つとして、NITDAがエコシステムの中核として、包括的かつ切れ目のないSU向け支援の提供、関係者間の連携促進等を推進し、当国のSUエコシステムの発展を主導することが求められてい

る。その一環として、各州にSU支援を行う拠点（SUハブ施設）を建設し、SUエコシステムの関係者間協働促進に取り組むこととしており、その一か所目としてNITDA本部があるアブジャ連邦首都区の大学・研究機関が集まる地区にSUハブを新設し、産官学連携のプラットフォームとしての活用や全国展開のモデルケースとすることが期待されている。

特に当国が新規産業創出による産業多角化を推し進め、包摂的な経済成長を実現するには、製造業の振興・高度化による工業化の推進が必要不可欠となっており、推進役としてもものづくり（製造業）系SUの育成が期待されている。一方、ものづくり系SUは製品作成にかかる機材・材料費等への初期投資が大きいことが起業・事業拡大の課題であり、SUが試作品製作を行えるデジタル工作环境（ファブラボ）の整備が求められているものの、当国内でそのような環境を有したSUハブ施設は限定的である。

アブジャ連邦首都区スタートアップ・ハブ施設整備計画（以下、「本事業」という。）は、アブジャ市内にデジタル工作機材等を有するSUハブを新設することで、ものづくり系SUビジネスの創出機会拡大及びSUエコシステム関係者間の連携強化を図るものであり、上記関連政策において優先度の高い事業と位置付けられることから、本案件の実施の妥当性は高いと考えられる。

第3条 事業の概要

(1) 目標：

ものづくり系ビジネスの創出機会拡大及びスタートアップ・エコシステム関係者間の連携促進を図り、もって当国及びアフリカ地域における新規産業の創出・振興と、イノベーションによる社会課題解決の促進に寄与する。

(2) 概要：

アブジャ連邦首都区にデジタル工作機材を有するスタートアップ・ハブ施設を新設する。

（我が国への提案内容は以下のとおり）

1) 施設

SUハブ施設（協働スペース、ファブラボ等）、総延床面積約 2,700 m²（地下1階、地上3階）なお、提案内容にある地下1階（駐車場）は先方実施機関との協議において、事業のスコープから外す方向で調整する予定（駐車場は地上部分に建設するなど代替案を考え、地下部分の建設を行わない方法を検討する）。

2) 機材

デジタル工作機材（3Dプリンター、レーザーカッター、CNCマシン等）、ラップトップPC及び周辺機器、プロジェクター、スクリーン、予備電源等

(3) 対象地域（サイト）：アブジャ連邦首都区

(4) 実施機関：国家通信技術開発機関（National Information Technology Development Agency（NITDA））

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに

に、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、ナイジェリアから要請のあった「スタートアップ・ハブ施設整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。また、原則として、現地調査において JICA がナイジェリア側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（以下「第1次現地調査」という）、②準備調査報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（以下「概略設計協議」という）、の2回の渡航を予定している。また、それぞれの調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席して JICA が開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

1) 第1次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取り纏め、これを基に基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 設計・積算方針決定時

第1次現地調査及び国内解析作業の結果を踏まえて、事業として計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で、最適案を協議・決定する。

3) 概略設計協議派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) 建設予定地の確定

建設予定地は現在の候補地から、アブジャ市内でよりアクセスが良い場所に移動する可能性がある。現地調査開始までには、JICA より実施機関における検討状況を確認した上で、建設予定地を確定させる予定である。

(4) 類似施設の好事例の情報収集

概略設計を行うにあたり、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。本業務で入手した設計資料は、本事業の設計・計画内容（設計条件とアウトプット）と横並びで比較し、報告書に反映させるものとする。

また、デジタル工作機材を有するスタートアップ・ハブ施設については、JICAにおいては類似案件が限定されるため、他ドナーや民間事業者による類似施設の事例について国内事前準備期間中に情報収集を行い、スタートアップ・ハブ施設に必要な機材²について整理を行う。整理結果を踏まえて、第一回現地調査において先方実施機関と協議し、計画に反映させる。

(5) スタートアップエコシステム関係者のネットワーク強化に寄与する計画の立案³

ものづくり系ビジネスを創出するスタートアップを中心に、国内外の投資家やインキュベーションやアクセラレーションなどスタートアップ支援者、大学関係者など、広範囲のスタートアップエコシステム関係者間が本施設をハブとして、交流機会を持ち、互いにネットワークを強化し、連携機会を模索する拠点となることが期待されている。そのため、同施設は他国の政府関係者を招いたセミナーやワークショップ、スタートアップとのマッチングイベント、ピッチイベントなど、国内外の関係者が広く活用するような機会を提供する必要がある。このような機能を発揮するために必要な施設の機能や機材について検討し、事業計画に反映すること。

また、上記のような機能を果たすために、施設を運営する人員に求められる経験や要件、施設の利用を活性化するための運営方法や施設活動計画については、先進国も含めた他国の成功事例を踏まえて検討し、運営計画及び報告書にまとめること。

また、同施設を活用し、現地のスタートアップと本邦の機関（JETRO や大学など）や本邦企業との連携可能性についても確認し、連携を促進するための具体的な方法や活動案についても報告書にまとめる。

(6) 優先順位の検討

本事業は複数の機材（デジタル工作機器（3D プリンター、等）、ラップトップ PC 及び周辺機器、プロジェクター、スクリーン、太陽光パネル及び周辺機器）を事業対象としており、その優先順位を確認する。

(7) 運営・維持管理能力

本調査では運営維持管理に係る組織体制、収入予測、予算配分、職員の能力等を確認し、NITDA によるスタートアップ・ハブ施設の運営・維持管理業務の実行可能性を検討する。その結果、運営・維持管理の改善に係る技術支援が必要かつ妥当と判断された場合は、ソフトコンポーネント等による支援の検討を行う。

(8) 環境社会配慮

本事業の環境カテゴリーは現時点で「C」としており、本仕様書には環境社会配慮のための具体的な調査項目⁴は含んでいないが、本事業による建築工事によって想定される周辺環境へ影響については把握し、必要に応じて対応を検討する。

² プロポーザルにおいても、現在の要請内容と異なるスタートアップ・ハブ施設に必要と想定される機材があればその内容を提案すること。また本調査項目（類似施設の好事例の調査）における情報収集の実施方法についてプロポーザルにおいて提案すること

³ プロポーザルにおいて、スタートアップエコシステム関係者のネットワーク強化に寄与する計画の立案における実施方針や手法、留意事項について提案すること。

⁴ ナイジェリア国における環境アセスメント制度に基づいて必要となる許認可等の手続きに必要と判断される調査項目があれば、プロポーザルに記載して提案すること。

(9) ジェンダー・障害者配慮

本調査では、ジェンダーの視点も配慮する。具体的には、施設の利用ニーズや内容の検討、事業による裨益効果を検討する際には、男女別に確認できるように男女別に情報を収集する。また、類似施設の利用者及び関係者に対してヒアリング等を行う際は、男女双方から偏りの無いように意見を聞き、正確に現状を把握した上で施設設計（トイレの設計仕様等）に対する具体的なジェンダー配慮事項を計画に反映する。また、車椅子利用者等が利用しやすいバリアフリー対策等についても配慮する。

(10) 既存のスタートアップエコシステム強化に関する技術協力との連携

本調査の実施に当たっては、スタートアップエコシステム強化に関連する技術協力等の報告書やスタートアップエコシステム専門家（ナイジェリア、エチオピアなど）、実施中の事業の関係者へのヒアリング等を通じて、同施設に求められる機能、そのための設備や機材について確認する。

取得した情報を精査・活用し、効率的かつ効果的な調査に努める。特に本件では、技術協力との連携を重視するところ、専門家やそのカウンターパートとの情報交換を十分に行う。

(11) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「工事等安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ナイジェリア国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からナイジェリア国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したナイジェリア国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりナイジェリア国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてナイジェリア国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

(12) コスト縮減の検討

施工方法、本邦技術の活用等の工夫により工期短縮、効率性の向上、工費圧縮、調達先（スペアパーツの入手先も含む）、ライフサイクルコストの勘案等を検討する。

(13) 安全対策

事業サイトについては、外務省海外安全情報がレベル2の地域に該当するため、事業関係者の治安面の安全を確保するための事業サイト等の安全対策を十分検討する。計画内容の策定に当たっては、JICA の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、本事業において必要と考えられる安全対策を検討し提案するとともに、調査の過程においては随時 JICA と協議すること。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

<国内事前準備>

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

<現地調査>

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) ナイジェリアにおけるスタートアップエコシステム強化に係る上位計画、スタートアップ法制度など政策文書を確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容等を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関である NITDA の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、同様に維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を具えているか確認する。

(5) サイト状況調査

建設予定地を踏査し、工事用地を含む敷地内の詳細な土地利用状況及び土地、施設の所有権（過去の土地利用に関する問題の有無等）、について確認する。

現地の建築関連法令等も確認した上で、施工の可否や制限事項を検討する。なお、検討にあたっては、工事用資機材ストックヤードや仮設事務所設置用地などの確保についても視野に入れる。

事業サイトにおける電力、上水道、排水系統、インターネットを含む通信、取付道路等（必要な場合）の基礎インフラの整備状況・整備計画、公共交通によるアクセス等を確認する。

(6) 環境社会配慮に係る調査

- 1) 本事業は JICA 環境社会配慮カテゴリ C に分類されている。ナイジェリア国内法で求められている、開発事業の許認可や承認プロセスを再確認し、NITDA がナイジェリア国環境省に提出する必要がある書類や承認等の有無を明確にする。
- 2) 本事業により新設される施設・設備、計画地周辺の関連開発計画、及び本事業による建築工事や撤去工事が周辺環境に与える影響等が周辺環境に影響を及ぼす可能性について調査する。また、影響が考えられる場合には、その対策を検討

する。

(7) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、建設予定地において、別紙3に示す自然条件調査（地形・地質／地盤・気象・地下水・排水・地質汚濁の有無等）を行う。本件については、現地再委託にて実施することを認める⁵。

なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

(8) 無償資金協力実施の必要性・妥当性及び適切な協力範囲の検討

上記(1)～(7)の結果を踏まえ、必要と見込まれる適正な施設の規模・機材の仕様・数量を明らかにする。その上で、ナイジェリア国側が要望している施設や機材の導入の必要性、技術的・経済的妥当性、緊急性及び優先順位及び新施設の建設予定地における設計・施工・工事の可能性を検証し、ナイジェリア国側の実施体制・実行能力や環境への影響も踏まえ、適切な協力範囲、規模・数量及び内容等について検討し、必要に応じて絞込みや代替案の検討を行う。

(9) ジェンダーの視点/バリアフリー配慮の確認

設計、工事、運用にかかるジェンダーの視点の検討を行う。

女性のニーズに留意した施設や設備（例：街灯、歩道等の設計において、女性の安全性や利便性にかかる課題やニーズを確認のうえ、反映する）等、利用者の立場からの検討に加えて、施工段階においても、例えば施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けの休憩室・トイレ等労働環境整備等、積極的に議論、導入に努める。

ア. 対象施設の利用者の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。

イ. 既存施設視察、女性に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女性が利用するための改善案に関する情報を収集する。

ウ. 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

エ. 車椅子利用者等が利用しやすいバリアフリー対策等についても配慮する。

(10) 施設計画調査

1) 詳細な施設配置・規模、仕様（構造、設備）を検討する。検討にあたっては施設利用者の意向を確認し、耐久性に留意するとともに維持管理にかかる技術的・予算的負担の軽減を考慮し、実施機関による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。

2) 施設配置は、ヒト・モノ双方の一連の導線に配慮し、計画する。

3) 施設や機材の維持管理に大きな影響を及ぼす可能性のある防水や漏水等について最適な計画を行うと同時に省エネの観点から遮熱及び断熱、空調及び照明等の工夫に関しても検討を行い、これらを考慮した施設の設計とすること。また、

⁵ 具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

資機材の維持管理費の算出にあたってはこれらの対策を含めて行い、計画内容の妥当性を検討すること。

- 4) 設計にあたっては、使用する建築基準を明確にした上で、現地仕様も勘案し、必要最低限の内容とする。
- 5) 防犯対策として必要な対応（レイアウト、セキュリティカメラ、警備員配置、フェンス等）を検討する。

(1 1) 機材計画調査

- 1) 導入を行う機材の規模・仕様・数量を検討する。
- 2) 機材の選定には、実施機関の技術レベル、メンテナンスの容易さ（代理店、アフターケア及びサポート体制、試薬、スペアパーツの入手性等）、供与予定の機材の耐用年数を十分に考慮し、計画に反映させる。また、技術的・予算的負担の軽減を考慮し、維持管理費用が継続的に見込まれる機材については、その妥当性や規模・仕様を慎重に検討する。
- 3) 消耗品および損耗が激しいと予想される機材については、予算および維持管理体制について精査し、実施機関が整備、修理、本体及び部品交換を行うことが可能な機材についてのみ協力対象とする。
- 4) 第三国にて調達する必要がある機材の有無を調査する。
- 5) 導入を行う機材の積載荷重を精査した上で、設計・施工計画において必要な対策（機材設置のための躯体補強及び機材交換時の動線を考慮した搬入口の設置など）を（1 2）以降の検討に反映する。

(1 2) 施工計画調査

- 1) 関連法規、規制、電気・水の供給状況、敷地条件を含む自然条件等を考慮の上、適切な施工計画を策定する。
- 2) 施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ナイジェリア国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。
- 3) 現地の治安状況を確認し、治安面での安全に配慮した施工計画を検討する。

(1 3) 調達事情調査

- 1) 資機材・消耗品等の現地調達のほか、他国（日本又は第三国）での調達を含めた調達先、信頼できる輸送手段、輸送ルート、価格（輸送費及び輸入経路を含む）、アフターサービスの体制等について調査する。機材については基本的に日本調達とし、日本または当国で調達困難な機材は第三国での調達も検討する。
- 2) 現地施工業者の施工能力、技術力、要員、建設機械の保有状況を確認する。
- 3) ナイジェリア国国内における建設事情、建設資材・関連機材の調達事情及びスペアパーツの流通事情を確認する。
- 4) 上記の結果、消耗品の入手容易性、アフターサービスの内容等も含め十分に考慮した上で資機材の調達方法について検討する。過去の事例では、無償資金協力事業によって整備された日本製機器の消耗品やスペアパーツの調達に係る問題点が指摘されていることから、欧州等からの第三国調達も視野に入れて検討する

とともに、初期対応に必要な消耗品及びスペアパーツを無償資金協力の協力対象事業に含めることも検討し、その納入ルートや決済条件・通貨、ミニмумオーダーを含めてメーカーに確認すること。

(14) 運営維持管理計画調査

- 1) NITDA が有する類似施設⁶や機材の運営維持管理状況を確認する。運営維持管理体制、財務状況に加え既存施設の定期点検など保守・維持管理の実施状況を調査するとともに、整備台帳、スペアパーツの購入状況など、現状の問題点を整理する。工作機械だけではなく、PC など一般的なオフィス機材の維持管理体制についても整理すること。
- 2) 本業務では関係機関の現行の運営維持管理能力、本事業による SU ハブ新設に対応する新しい運営維持管理体制の計画、及び新しい体制により、SU ハブ施設や機材の運営維持管理が可能か分析すること。また、新しい運営維持管理体制構築の実施スケジュール、遅延のボトルネックとなりえる要素（手続き・協議等）についても確認を行い、本事業の実施工程上（特に施設引き渡し時）支障がないか十分確認すること。また、要請機材の整備・維持管理に特殊工具、薬品等が必要な機材が含まれているか、然るべき整備修理サービスを容易に受けられるかを確認し、ナイジェリア国内において整備・維持管理が困難な機材や技術的・予算的負担が大きくなる可能性を含む機材については協力対象外とすること。
- 3) 施設・機材の運営・維持管理に係る関係部局の所掌、権限、人員、予算の変遷、維持管理に係る技術的能力、財務状況を調査するとともに、事業を実施する場合の各機関部局の役割を明確にする。
- 4) 要請書に記載された事業完了後の管理運営体制を基に、類似案件の教訓も踏まえてナイジェリア国側と実施体制について再度検討し、その妥当性や体制設立の手続き、スケジュール、予算措置等を確認する。
- 5) 整備後の運営維持管理計画を基に、本事業実施のための要員の配置に係る経費や施設・機材の保守・修理に要する経費など、整備後の運営に必要な費用を分析し、実施機関で手当てすべき予算額を検討する。その際、本事業の実施により発生する追加の人件費、光熱水費、日常的な維持管理費に加え、中長期的な施設・機材更新のために必要な積立額なども勘案の上、適正な運営が可能となる予算額を算定する。また、可能性があれば、施設利用料の設定や徴収についても可否を検討し、現実的な収支計画案を策定する。
- 6) 上記を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

(15) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、支障物件の移設、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気・給排水設備の引き込み、環境社会配慮に係る手続き、B/A・A/P 手続き、人員の配置等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は DD 時にさらに精査・更新されていくものである。

⁶ NITDA 傘下の NCAIR (National Center for Artificial Intelligence and Robotics) のオフィスがあり、同オフィスにはコワーキングスペースやファブラボが運用されている。

(16) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、概略設計協議現地調査終了時まで、JICA 事務所へ提出する。

(17) 治安に関する安全対策

本事業対象地域であるアブジャ連邦首都区は、外務省海外安全情報がレベル2の地域（不要不急の渡航見合わせ）に該当するため、事業サイト等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、サイトの物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について JICA の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、十分検討・計画し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。なお、案件別安全対策検討シート（案）は概算事業費の積算に反映させる必要がある為、現地調査終了時に提出する。調査の過程においては随時十分 JICA と協議する。また、先方政府負担事項については同内容につき先方政府に説明し合意に向け支援を行う。

(18) 現地調査結果の取りまとめ

- 1) 現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。
- 2) 本計画について協力可能な内容、規模、範囲を検討する。
- 3) ミニッツ案（英文・英文）の作成に協力する。
- 4) 施工時の安全対策に関する情報を取りまとめ、JICA ナイジェリア事務所に報告を行う。

<国内解析>

(19) 現地調査結果の報告

- 1) 「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）を参照し、現地調査結果概要（和文）を作成する。
- 2) 帰国報告会に参加し、調査結果を報告する。

(20) 事業内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（施設計画/機材計画）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

なお、施設の形状、仕様に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ① 施工方針/調達方針
- ② 施工上/調達上の留意事項
- ③ 施工区分/調達・据付区分（先方負担工事との区分）
- ④ 施工監理計画/調達監理計画
- ⑤ 品質管理計画
- ⑥ 資機材等調達計画
初期操作指導/運用指導等計画
- ⑦ 実施工程

5) 機材調達計画

- ① 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- ② 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ③ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ④ 配置場所
- ⑤ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ⑥ 保守契約（対象機材、契約内容、期間）

6) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2020年11月）を参照のこと。案件より効果的・効率的に活用するための支援を検討する。

(2 1) 運営維持管理計画の策定

- 1) 維持管理計画の策定
- 2) 維持管理にかかる費用の積算と先方政府からの予算措置の取り付け

(2 2) 事業及び協力対象事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意するこ

と。積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル」を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2022 年 6 月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 予備的経費

本調査に関する予備的経費の計上について、JICA がその要否を検討するために、現地調査等を通じて以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。予備費が必要であると JICA が判断した場合、JICA が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ・ 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ・ 工事量変動にかかるリスク
- ・ 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- ・ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ・ 治安状況にかかるリスク

(2 3) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(2 4) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(2 5) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(2 6) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約 3 年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、以下を想定している⁷。また基準値についても設定できるものがあれば、情報収集すること。

⁷ 他の代替指標として適切なものがあれば提案すること

指標名	基準値 (2023年実績値)	目標値(2029年) 【事業完成3年後】
本ハブの利用者/年(人)	0	協力準備調査で確認
本ハブを活用して創業したものづくり系SU/年(社)	0	協力準備調査で確認
本ハブが提供するSUエコシステム間ネットワーク形成促進プログラム/年(件)	0	協力準備調査で確認
複数機関が連携して実施した共同プロジェクト/年(件)	N/A	協力準備調査で確認

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/index.html>

(27) 準備調査報告書(案)の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、内容についてJICAと協議する。また、準備調査報告書(案)と概略設計協議現地調査の対処方針について、対処方針会議にてJICA、国内関係者に対して説明する。

<概略設計協議>

(28) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)をナイジェリア国側関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、本事業実施における銀行取極め(B/A)、支払授權書(A/P)の発給、免税手続き、維持管理体制の整備や環境社会配慮など、ナイジェリア国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。また、機材についてはその品目のみならず詳細な仕様を確認すること。協議の結果、準備調査報告書(案)及び機材仕様書(案)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分協議・検討のうえ、必要に応じ本事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

<国内整理>

(29) 準備調査報告書等の作成

ナイジェリア政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品等を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 準備調査報告書
- 3) 機材仕様書
- 4) デジタル画像集
- 5) Project Monitoring Reportの初版
- 6) 免税情報シート
- 7) 案件別安全対策検討シート(案)

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(11)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプションレポート : 和文 5 部、英文 10 部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 5 部
- (4) 準備調査報告書 (案) : 和文 5 部、英文 10 部
- (5) 機材仕様書 (案) : 和文 2 部、英文 2 部
- (6) 概要資料 (案) : 和文 2 部
- (7) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部
- (8) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R 1 枚
(※完成予想図を含む) : 英文 (製本版) 18 部及び CD-R 3 枚
: 和文 (先行公開版) 3 部及び CD-R 1 枚
- (9) 機材仕様書 : 和文 2 部、英文 2 部
- (10) デジタル画像集 : CD-R 2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
- (11) Project Monitoring Report の初版:英文 3 部
- (12) 免税情報シート (更新版) : 和文 1 部
- (13) 案件別安全対策検討シート (案)

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (7) 概略事業費 (無償) 積算内訳書については「協力準備調査設計・積算マニュアル補完編 (土木/建築分野)」(2023 年 4 月) 及び「機材編」(2023 年 4 月) を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2022 年 6 月)」を参照することとする。

注 3) (8) 準備調査報告書及び (9) 機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。

注 4) (8) 準備調査報告書 (和文:製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文:先行公開版) を作成する。

注 5) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2020 年 1 月) を参照する。

注 6) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

別紙 1 : NITDA 側の施設・機材に関する要望内容

別紙 2 : 事業サイト位置図

別紙 3 : 自然条件調査仕様書 (案)

別紙 4 : プロポーザルで特に提案を求める事項

以 上

NITDA 側の施設・機材に関する要望内容

以下に示す施設及び機材の内容は、あくまで先方の要望であり、協力準備調査の中で改めて妥当性や必要性を確認した上で事業計画や施設計画、機材計画を策定する。但し、プロポーザルの作成にあたっては、以下の内容から想定される施設の規模及び機材の数量をもとに業務量の算定や見積りの作成を行うこと。また、以下の内容に関わらず、他に望ましい施設や機材の内容について提案がある場合には、プロポーザルに記載すること。

【施設】 SU ハブ施設（協働スペース、ファブラボ等）、総延床面積約 2,700 m²
（なお、用地は既に先方政府が取得済み。）

【機材】 デジタル工作機材（3D プリンター、レーザーカッター、CNC マシン等）、ラップトップ PC 及び周辺機器、プロジェクター、スクリーン、太陽光パネル及び周辺機器

別紙2：事業サイト位置図

アブジャ連邦首都区スタートアップ・ハブ整備計画 地図



出典：Google Map

準備調査 自然条件調査仕様書(案)

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計・施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を的確に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果等)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、また本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定にあたっては、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の内容と齟齬がないように留意する。

2. 自然条件調査

1) 地形測量

- 調査目的:
施設の平面計画、設計及び施工計画に必要な地形の情報を把握する。
- 調査項目:
平板測量、水準測量、縦断/横断測量、ボーリング調査
- 調査数量:
敷地全体
- 調査仕様:
平板測量(縮尺 1/500、等高線 0.5m)
水準測量(建屋部分を中心に)
- 成果品:
地形図(平面図、断面図)

2) 地質/地盤調査

- 調査目的:
施設の計画(構造物・施設位置の決定、基礎形状の検討等)、設計及び施工に必要な地盤の状況、地下埋設物の状況を把握する。
- 調査項目:

地表踏査、ボーリング、標準貫入試験、室内岩石/地質試験、地耐力試験、試掘調査、圧密試験等による地盤の種類、層厚、物理的特性、力学的特性及び地下水位の把握

- 調査数量:

- (1) 地表踏査:対象サイト周辺の地形/地質を観察する。

- (2) ボーリング :対象サイト周辺で複数本実施する。なお、新施設の建設予定地には既存施設が存在し、必ずしも最適な場所で実施できないことから、あくまで参考ボーリングとし、詳細設計時に、既存施設を撤去した後の新施設の建設予定位置で改めて複数本実施することとする。なお、施設の規模・形状に応じて、建設予定建物の四隅周辺を加えた適切な本数をを検討することとする。また、全長標準貫入試験を併用し試料を採取するとともに、岩盤又は固い地盤を最低 3m以上掘り込むこととする。

- (3) 地耐力試験:平板載荷試験等約 10 箇所(平面的及び垂直的)

- 調査仕様:

- 室内試験項目(密度、湿潤率、一軸強度)

- 成果品:

- 地質図(平面図・断面図)、ボーリング柱状図、室内試験結果、試掘結果、土質サンプル

3) 気象調査

- 調査目的:

- 気象に係る各種情報を収集し、構造物への影響を推測するとともに、災害発生に係る情報を把握する。

- 調査項目:

- 天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴調査等

- 調査数量:

- 過去 30 年間

- 成果品:

- 気象情報の分析結果

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	類似施設の好事例の情報収集の方法、要請内容と異なるスタートアップ・ハブ施設に必要と想定される機材	第6条 実施方針及び留意事項 (4) 類似施設の好事例の情報収集
2	スタートアップエコシステム関係者のネットワーク強化に寄与する計画の立案における実施方針や手法、留意事項	第6条 実施方針及び留意事項 (5) スタートアップエコシステム関係者のネットワーク強化に寄与する計画の立案
3	具体的な自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)	第7条 業務の内容 (7) 自然条件調査
4	本事業について適切と思われる定量的指標	第7条 業務の内容 (26) 事業の評価

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務: モノづくりハブやファブラボなどデジタル工作機材を有する施設の建設や関連機材の調達に関する各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／建築設計

➤ スタートアップ支援/施設運営計画

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約9.66人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／建築設計）】

- ① 類似業務経験の分野：モノづくりハブやファブラボなどデジタル工作機材を有する施設の建設や設計に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：スタートアップ支援/施設運営計画】

- ① 類似業務経験の分野：スタートアップ支援施設の計画・建設・実施運営に関する業務
- ② 対象国及び類似地域：全世界
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は2023年11月に開始し、2024年10月の終了を目途とします。
2023年11月下旬より国内事前準備を開始し、2023年12月中旬より現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2024年5月中旬に概略設計協議を行う。帰国後、国内整理を行い、2024年7月上旬に概要資料、2024年9月までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 23.43人月（現地：10.33人月、国内：13.10人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／建築計画（2号）
- ② スタートアップ支援/施設運営計画（3号）
- ③ 施工計画／積算
- ④ 機材・調達計画／積算
- ⑤ 環境社会配慮／ジェンダー配慮
- ⑥ 自然条件調査
- ⑦ 安全対策計画

3) 渡航回数を目途 全11回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

注) 安全対策計画団員は他の専門分野と兼務することは不可とする。

4) JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

現地調査

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約 10 日間
- ③ 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本事業の目的、協力範囲、実施体制等を検討し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

概略設計協議

- ① 団員構成：総括、計画管理
- ② 調査行程：約 10 日間
- ③ 目的：準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

➤ 自然条件調査

現地再委託で調査を実施する場合には、調査方法の妥当性及び調査結果の質の確保に十分留意すること。

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2017年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地にて適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、自然条件調査に要する経費については、定額計上とする。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ナイジェリア「起業家支援・イノベーション推進アドバイザー」活動進捗報告書
- 先方政府積算・デザイン資料
- 日本における類似施設の事例
- 安全対策ガイダンス

2) 公開資料

- クラスタ事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援 (Next Innovation with Japan; NINJA)

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/private_sec/ku57pq00002cub2j-att/ninja_strategy.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

JICA が定める国別の「安全対策措置」（随時更新）の最新版を確認いただき、行動規範を遵守願います。

また、JICA が策定している国別の「安全対策マニュアル」を必ず渡航前に一読ください（同マニュアルは、JICA の国別安全対策情報 HP（URL：<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）からアクセス可能です。（ログイン ID とパスワードは別途ご連絡します）

<行動規範>

- ・ 宿泊は、JICA 事務所が指定するホテルのみ。それ以外に宿泊する必要性がある場合は必ず事務所の事前承認を得ること。
- ・ 地上波携帯電話を携行すること。
- ・ （空港送迎含む）警護警官依頼が必要な場合は、手配書を 10 営業日前までに 事務所案件担当者に提出すること。

<空港送迎（アブジャ）>

- ・ 夜間、早朝（日没～日出）は車両 2 台以上（JICA 関係者は防弾車）によるコンボイで移動すること（夜間、早朝の空港移動は、行程上やむを得ない場合を除き行わない）
- ・ 日中（日出～日没）は、普通車 2 台以上のコンボイで移動すること
- ・ いずれの時間帯においても武装警護警察官は最低 3 名帯同させること（武装警察官の手配書を 10 営業日前までに事務所案件担当者に提出する）。
- ・ 空港ターミナルにおける緊急時の連絡用に、できるだけ日本（もしくは滞在国）から国際ローミングが可能な携帯電話を持参すること。

<武装警護警察官の手配について>

ナイジェリア アブジャの FCC 外並びにラゴスのビクトリア島等を除くエリアの移動は、警護警官を備上しての移動が求められます。武装警護警察官については 440,000 円を定額計上して下さい。

（車両費について）

警察官による警護の関係上、後部座席に警察官も含め 3 人座ることが不可。従い、警察官を伴う場合、旅行者が 2 名以上で必然的に自動車は 2 台以上必要となる。調査団員が 2 名以上の場合は、各車両に警察官を 1 名ずつ配備する。

- ・ 調査団員 3 名の場合：1 台目に運転手 1、警官 2、調査団員 1、2 台目に運転手 1、警官 1、調査団員 2 名が乗車。（計 2 台が必要）
- ・ 調査団員が 4 名の場合：1 台目から 3 台目まで、運転手 1、警官 1、調査団員 2、が乗車。（調査団員計 6 名までであれば計 3 台が必要）
- ・ 調査団員が 7 名以上の場合：1 台目から 3 台目まで、運転手 1、警官 1、調査団員 2、が乗車。4 台目、運転手 1、警官 1、調査団員 1 が乗車。（計 4 台が必要）

車両費については、この費用も含めて本見積にて計上して下さい。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第 1 章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

107,096,000円（税抜）

なお、定額計上分 15,440,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5）**上限額を超える別提案に関する経費**
- 6）**定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（4）定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査	「第2章 特記仕様書案 6. 業務の内容 (7) 自然条件調査」	15,000,000円	調査費一式	再委託
2	武装警護警察官の手配	「第3章 2 (6)」	440,000円		3 一般業務費 ①特殊傭人費

(5) 見積価格について、
各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。
（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

ナイジェリア：Lagos -Doha - Narita （Addis Ababa/ABU DHABI / DUBAI / ISTANBUL 経由も可）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

ナイジェリアの宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律22,300円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の逡減は適用しません。

無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2017年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

安全管理

現地業務に先立ち「JICA安全対策概要」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAナイジェリア事務所、在ナイジェリア日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

別紙5：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/建築設計</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	4	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力: スタートアップ支援/施設運営計画	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	

ウ) 語学力	3
エ) その他学位、資格等	3